

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)について

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

●高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)とは

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施するものです。



●支給対象となる方

以下の2つの条件を両方とも満たす方が対象となります。

①基準日(平成27年1月1日)において、富士見町に住民票がある方

②平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

*ただし、市町村民税が課税されている方に扶養されている方や、生活保護を受けている方は支給対象となりません。

●給付額 1人につき30,000円 支給は1回限りです。

●申請方法

4月上旬に給付金対象の方へ申請書をお送りします。申請書に必要事項を記入し捺印の上、同封の返信用封筒にて返送していただくか「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」受付窓口に直接提出してください。

【申請受付】住民福祉課 「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」受付窓口

午前8時30分～午後5時15分(月～金 土日祝日除く)

受付開始直後は窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵送による申請をご協力をお願いします。

「高齢者向けの給付金」(3万円)をよそおった「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」にご注意ください!!



- 市区町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や厚生労働省などが、「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。
- 厚生労働省が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

入笠マイカー規制

問 産業課 商工観光係 ☎62-9228

入笠山周辺は花の宝庫として、観光客が年々増加傾向にあります。春から秋にかけ約150種類もの山野草が楽しめる一方で、開花時期にはマイカーで訪れる観光客が多く、入笠山周辺は非常に混雑する状況になります。

また、入笠地区は平成20年(2008年)12月8日に日本ジオパーク認定を受け、更に平成26年(2014年)6月12日には、ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)に登録されました。

今後更なる自然環境の保全と通行の安全確保を目的に、茅野警察署の許可を得て入笠山マイカー規制を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

■規制期間 平成28年4月29日(金)～11月6日(日)

■規制時間 8時00分～15時00分(7時間)

【規制車両】全車両 ※タクシー・緊急車両・許可車両を除く

【規制区間】町道102号線「沢入登山口」から、林道入笠線「御所平峠」まで約7.0km

【代替交通】富士見パノラマリゾートゴンドラリフト(パノラマ山麓駅～山頂駅)

【リフト運行時間】午前8:30(上り発)～午後16:30(下り発) 時間内随時発着

※7月23日～8月31日までは、午前8:00(上り発)からの運行になります

【料 金】町民の方：大人往復1,250円 小人往復600円(住所が確認できるものをお持ちください)

一般の方：大人往復1,650円 小人往復800円

【その他】終日、沢入登山口から御所平峠まで「大型バス・マイクロバス」は通行禁止です。

